

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	ワーキング・マタニティスクール（勤労妊婦を対象とする母親教室）
発注課	保）健康企画課母子保健係
選定事業者	公益財団法人 母子衛生研究会

随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）

本事業は、勤労初妊婦とその配偶者を対象とした教室の開催を通じ、妊娠期の健康管理や育児に関する正しい知識の普及・啓発と情報提供等を行い、妊娠・出産・育児と就労の両立を支援するものである。また、各区保健センターに平日で実施しているマタニティ教室に参加が難しい就労妊婦に対して土日に実施するものであり、区で実施しているものと同水準同質のものを提供することを目的とする。

本事業の委託にあたっては、下記の条件を最低限満たしていることを要件とする。

① 業務の遂行および企画においては、国の動向等を含めた母子保健に関する最新かつ正確な情報を選別したうえで、教室に盛り込むべき内容の吟味を要する。そのため、一般的な講習等とは異なり、母子保健及び就労女性の母性健康管理に係る専門性の高さが確保されていること。

② 企画の意図が教室参加者へ正しく、具体的に伝えられるよう、適格な講師の選定及び複数回の教室実施において確実な講師の確保までを一貫して行う能力を要する。

③ マタニティ教室を含む母子保健事業は、営利目的や民間療法等を推奨する専門職の指導など偏った価値観の講師派遣等が調整されないことが必要である。そのため、公平性が確保され、根拠に基づいた指導を行うことができなければならない。

④ 当市の母子保健が目指す理念に則った情報を正確に理解する団体であること

当該団体は、上記条件について次にあげる事項を有している。

①について、母子保健に係る専門職である医師（小児科、産科、精神科等）、看護師職を含む専門職を評議員および理事としており、事業執行にあたっては、役員の承認を得て、高い専門性かつ医学的根拠に基づいた体系的な事業構築が可能である。

②について、母性、小児及び家族の保健に関する広報普及を主たる事業の一つに掲げ、母性の保護に係る講座・教室の開催実績が群を抜いて豊富であり、講師を担う歯科衛生師、管理栄養士等の各専門職種とのネットワークを確立しており、適格な講師の選定と確保に関する能力と実績も有する法人である。

③について、本事業の前提となる公平性が客観的に担保された団体という点においては、公益財団法人格を有している。

④について、本市の母子保健の理念に則った事業を独自事業においても実施している団体である。

根拠法令	■ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
------	---

決定日	令和6年3月13日
-----	-----------